

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第49号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年千葉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(千葉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 千葉市職員退職手当支給条例(昭和24年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第20条の4第1項及び第20条の7第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第4条 千葉市職員の旅費等に関する条例(平成2年千葉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号ま

で」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年千葉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号」に改める。

(千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年千葉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に定める日から施行する。ただし、第4条中千葉市職員の旅費等に関する条例第3条第2項の改正規定及び第6条中千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条第3号の改正規定（「免職」を「懲戒免職」に改める部分に限る。）は公布の日から、第5条中千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第20条第1項及び第21条第2号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。